

令和5年9月7日
庁舎整備担当部

世田谷区本庁舎等整備工事の1期工事完成日の再延伸に伴う違約金等の協議状況について

1 主旨

区は、本庁舎等整備工事の1期工事完成日の延伸に向け、工事受注者である大成建設株式会社東京支店（以下、「大成建設」という。）との契約書に基づき、違約金等に関する協議を重ねている。

については、現在、大成建設との合意を目指して調整中の内容について報告する。

2 1期工事完成日延伸に伴う違約金等について

(1) 区は、大成建設からの申し出に基づき、下記2(2)の遅延違約金を徴収して、本契約の1期工期を、令和5年9月29日から令和6年3月29日に延長する。

(2) 工程延伸に伴う遅延違約金（1期工期分）

遅延違約金として、契約金額のうち1期工事相当の額、約183億円について、本工事請負契約約款に基づき、1期工事完成日を令和5年7月31日から令和6年3月29日とした遅延日数（242日）に応じ、年3%の割合で計算した額、約3億6300万円を請求する。

(3) 技術提案不履行に伴う違約金

大成建設の責により1期工事に著しい工程遅延を生じたことに対し、入札時の13項目の技術提案のうち、事業特性を考慮した施工体制や全体工期及び各工期の設定等の3項目を不履行と認め、契約に基づき、約4億1500万円の違約金を請求する。

(4) 1期工事完成日延伸に伴う損害賠償

延伸に伴う区事業への影響については、現在、引き続き調査中である。なお、工期延長に基づく区及び区民に生じた損害の賠償について協議中であるが、上記(2)及び(3)の違約金と合わせて、誠意をもって対応するよう大成建設に求めている。

3 違約金等の支払いについて

上記2(2)及び(3)の違約金は、本工事請負契約約款に基づき、1期工事代金の支払い時に相殺する。

4 その他

(1) 1期工事の更なる工程延伸が生じた際の違約金

大成建設の責めに帰すべき事由により、万一1期工事に更なる工程延伸が生じた場合には、上記2(3)の技術提案不履行の減点を追加し、約1億3800万円の違約金を求める。

(2) 2期工期及び3期工期の延長に関する違約金等について

区は大成建設に対し、2期工期及び3期工期に伴う延長が生じる場合は、当該延長に伴

う損害賠償、遅延違約金及び技術提案取扱いに基づく違約金について、誠意をもって対応するよう別途協議のうえ求める。

5 今後の予定

令和5年	9月中旬頃迄	1期工事の完成予定日を変更する変更契約の締結
	(9月29日	現契約における1期工事の完成予定日)
令和6年	(3月29日	変更後契約の1期工事の完成予定日)
	3月以降	1期棟検査合格後の竣工払いにおいて違約金を相殺